

日本視覚学会会則

第1章 総則

1. 本会は日本視覚学会、Vision Society of Japan と称する。
2. 本会に事務局を置く。詳細は付則に定める。

第2章 目的

1. 本会は視覚に関する総合的研究の発展を促進し、会員相互の協力を推進する。

第3章 事業

1. 本会は第2章の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - (1) 学術集会の開催
 - (2) 機関誌の発行
 - (3) 講演会、講習会の開催
 - (4) 研究の奨励および業績の表彰
 - (5) 視覚研究に関する学際的協力および国際的交流
 - (6) その他本会の目的に沿った事業
2. 冬季大会および夏季大会を開催する場合には実行委員長を決め、実行委員長が実行委員会を組織して、冬季大会および夏季大会の準備、開催をする。
3. 機関誌に掲載された論文から優秀論文賞を、各大会での講演からベストプレゼンテーション賞をそれぞれ選定し、これを学会の事業として表彰する。

第4章 会員

1. 本会は第2章の目的達成に深い関心を持つ有志をもって組織する。会員は本会の催す事業に参加できる。
2. 会員は付則に定める会費を納入しなければならない。いったん納入された会費は、原則として返金しない。会費を滞納しているものは会員の資格を停止する。
3. 会員には一般会員のほか学生会員、シニア会員、名誉会員、賛助会員の種別を設ける。
4. 学生会員は経済的配慮を受ける。
5. 正会員として通算30年以上在籍し、年齢が70歳以上（4月1日時点）の方は、申請

によりシニア会員となる。シニア会員は大会参加費の優遇を受ける。

6. 名誉会員は長年にわたり本会および分野の発展に寄与した者であり、幹事会から推薦され世話人会および総会の賛同によって定められる。名誉会員は大会参加費の優遇を受ける。
7. 会員が本会の名誉を著しく傷つける行為、または本会の目的に反する行為等を行った場合、幹事会の発議により、総会の議決を経て除名することができる。この場合、除名の対象となる会員には、議決の前に弁明の機会が与えられるものとする。

第5章 役員

1. 本会に次の役員をおく。会長1名、幹事10名程度、世話人20名以上、監査2名。
2. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
3. 会長、幹事は幹事会を構成し、本会の運営に関わるすべての事項を審議決定し、通常の事務を処理する。幹事会は必要に応じて、庶務、会計、編集、事業、事務局、広報担当幹事等をおく。冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長は幹事会に出席して審議に加わることができる。
4. 会長、幹事、世話人、監査、冬季大会実行委員長、夏季大会実行委員長は世話人会を構成し、世話人の選出、監査の選出、次期の冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長の選出その他本会の運営に関わる事項について審議提案することを行う。
5. 監査は本会の運営を監査する。
6. 役員を選任は次によるものとし、選任方法の詳細は「日本視覚学会役員選挙その他に関する内規」に定める。
 - (1) 会長、幹事は会員の互選により決定される。
 - (2) 庶務、会計、編集、事業、事務局、広報担当幹事等は幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

- (3) 世話人は会員の推薦を基に、世話人会により選出され、総会で承認する。
- (4) 監査は世話人会で選出決定される。
7. 冬季大会実行委員長および夏季大会実行委員長は幹事会で選出決定される。
8. 会長、幹事および世話人は学会会員でなければならない。
9. 役員の任期は次のとおりとする。
会 長 2年（再任は可とする）
幹 事 2年（再任は可とする）
世話人 4年（再任は可とする）
監 査 2年（連続して再任はできない）
10. 冬季および夏季実行委員長の任期は選出からそれぞれ冬季および夏季大会終了までとする（連続して再任はできない）。

第6章 運営

1. 会長は少なくとも年一回の幹事会を開く。
2. 会長は少なくとも年一回の世話人会を開く。
3. 本会は少なくとも年一回の総会を開催する。本会の運営に関わる庶務、会計、編集、事業等の事務は総会において報告され、下記の事項は出席者の過半数をもって承認される。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 決算報告、予算案
 - (3) 世話人の選出
 - (4) 会員の除名
4. 幹事会が本会の運営に必要と判断した場合には、委員会を組織することができる。

第7章 会計

1. 本会の会計年度は4月1日より3月末日までとする。

第8章 変更

1. 幹事会は必要と認めたときは本会則の変更案を起草し、世話人会の議を経て、総会で承認を受ける。

付則

1. 年会費は次のとおりとする。
一般会員 10,000円
学生会員 3,000円
賛助会員 50,000円／一口
シニア会員、名誉会員の会費は免除する。
2. 事務局住所
〒162-0801 新宿区山吹町358-5
アカデミーセンター（株）国際文献社内
日本視覚学会
電話 03-6824-9370
FAX 03-5227-8631
e-mail: vision-post@as.bunken.co.jp
3. 本会則は1991年1月1日から実施する。
4. 付則1項1991年7月変更済み。
5. 会称（旧視覚研究会）、第1章1項1992年2月変更済み。
6. 付則2項1995年10月、2004年4月変更済み。
7. 第5章、第6章1998年1月改定、第8章1998年1月追加。
8. 付則7項は1998年1月1日から有効とする。
9. 第4章、付則1項1998年7月変更済み。
10. 5章7項2000年7月変更済み。
11. 第1章2項、第4章1項、第6章3項、付則における表現、および第8章2001年1月変更済み。
12. 第7章、付則1項2004年7月変更済み。
13. 第3章3項2007年7月追加。
14. 第6章4項2012年8月追加、第3章1項、第5章6項2012年8月変更済み。
15. 付則2項2012年11月変更済み。
16. 第4章、第6章3項、付則2項2019年1月変更済み。
17. 付則1項2024年1月変更済み。
18. 第4章5項2025年1月追加および6項7項の繰り下げ、第4章3項および6項2025年1月変更済み、付則1項2025年1月変更済み。

日本視覚学会役員選挙その他に関する内規

第1章 会長および幹事選挙

1. 選出すべき幹事の数（前期）幹事会がこれを決定する。以下これを幹事定員と称する。
2. 会長および幹事選挙に当たって、日本視覚学会の一般会員（以下一般会員と略称）は自ら立候補することができる。また一般会員ないしその団体（幹事会を含む）は任意の一般会員を候補者として推薦することができる。ただし、この場合は本人の承諾を要する。
3. 幹事会は1名の会長候補者と定員と同数の幹事候補者を推薦するものとする。
4. 幹事会は、選挙を公告し、立候補者および他からの推薦候補者を募り、全立候補者および推薦候補者を公示した上、任期の終了する3月までに選挙を行う。
5. 投票は無記名、全数連記投票とする。
6. 選挙人は一般会員とする。
7. 公示された候補者以外の一般会員に対する投票も有効である。
8. 開票は会長および庶務幹事1名が行う。
9. 信任投票数が有効投票数の過半数に達した場合、その候補者は選出されたものとする。
10. 新会長および新幹事の任期は、前会長および前幹事の任期が満了する翌日4月1日から2年間とする。

第2章 世話人の選出

1. 選出すべき世話人の数は（前期）世話人会がこれを決定する。
2. 世話人の選出に当たって、一般会員は自ら推薦することができる。また一般会員ないしその団体（世話人会を含む）は任意の一般会員を推薦することができる。ただし、この場合は本人の承諾を要する。
3. 世話人会は総会において世話人候補者を推

薦し、承認を得るものとする。

4. 世話人の任期は、2008年4月1日より4年ごととする。任期途中で世話人の交替あるいは増員が生じた場合にも、その任期は前任者または現任者の在任期間とする。

第3章 監査の選出

1. 監査2名の選出に当たって、世話人会が本人の承諾を得たうえで任意の者を選出決定することができる。
2. 監査の選出時期および任期は会長および幹事に準ずる。

第4章 冬季大会実行委員長および

夏季大会実行委員長の選出

1. 冬季大会実行委員長1名および夏季大会実行委員長1名（以下実行委員長と略称）の選出に当たって、幹事会が本人の承諾を得たうえで任意の者を選出決定することができる。
2. 実行委員長の選出は冬季大会あるいは夏季大会開催の1年半前とする。

第5章 変更

1. 幹事会は必要と認めた場合は、その議決によって本内規を変更することができる。

付則

1. 本内規は1998年1月1日より実施する。
2. 第4章の一部名称を1998年1月変更済み。
3. 第4章1項2000年7月変更済み。
4. 第5章1項、付則第2項および第3項の表現を2000年1月変更済み。
5. 第1章4項、8項、第3章2項を本会年度変更に伴い、2004年7月に変更。
6. 第2章4項の世話人任期を2008年1月に変更。
7. 第2章1項、3項、4項を2008年8月に変更。
8. 第1章8項、9項を2011年1月に変更。
9. 2020年1月に、第1章6項を追加し、第1章2項、7項、第2章2項を変更。